

わが国のいわゆる特殊体育（障害者体育）に関する一考察

中 川 一 彦

A study on the circumstances of special physical education in Japan

NAKAGAWA Kazuhiko

The purpose of this study is to make clear the circumstances of special physical education in Japan.

As the result, it was clarified that Japanese special physical education consists with mototherapeutic physical education which corrects postural deviations and integrates sensory-motor function of the physically, sensory, mentally, or emotionally handicapped and adapted physical education which modifies sports/games for the benefit of participating for them.

Key words : special physical education, the handicapped, mototherapeutic physical education, adapted physical education

1. はじめに

わが国の特殊教育は、1878年の京都府立盲啞院の開校をもってその始まりとされており、以来、100年余りの歳月が流れ、今日に至っている。

ところで、1893年、翻訳語として初めて用いられた特殊教育 (special education) は⁵⁴⁾、1906年、『教育大辞書』に「特別教育」として掲載され²⁹⁾、1918年、同書の増改訂版で「特殊教育」と改められ³⁰⁾、定着してきた。

そして、わが国の特殊教育は、「学校教育法」の中に述べられているように、“準ずる教育”、つまり、義務教育の枠外で、通常の教育課程を逸脱した“特別な”教育が、心身に故障のある者になされている。

つまり、特殊教育の“特殊”は、通常の教育課程の基準を、対象児童・生徒の障害の特質に応じて大幅に変えるという意味にとらえられてきたのである。

それ故、この点において、わが国の特殊教育は、“特別な”教育ではなく、障害児教育だといわれ⁵⁴⁾、本来の“特別な”教育を意味する“特殊”、つまり、教育方法や教育内容の特異性は忘れられることも多かったのである。

しかし、1978年、特殊教育100年を記念する式典で、当時の皇太子殿下が、「特殊教育は、特別な教育技術を必要とすることはもちろんであります。更に、教育の対象となる者の障害がそれぞれ異なる関係上、一人一人の個別の教育が重要であると思います。教育の目的は、個人の持っている資質・能力を出来る限り引き出すことにありと考えられており、この意味において、一人一人を重視する特殊教育の特性は、同時に教育の根本にふれているともいえます。」⁵⁸⁾とお言葉を下さったことからわかるように、わが国の特殊教育は、1979年の障害児教育の義務化以後、“特別な”教材、“特別な”教育技術、“特別に”訓練された教師などによる教育と考えられるようになり、定着し、発展しつつある。

この様な背景の中で、特殊体育、言い換えれば障害者体育は、どの様に発展してきたのであろうか。今まで、障害者の体育のこと、あるいは障害者とスポーツのことについては、北野¹⁷⁻²⁷⁾などによりいろいろ書かれているが、特殊体育という言葉の経緯について書かれたものは見当たらない。

そこで、本稿では、改めて、その発展の経緯をまとめ、その位置づけを探ることを目的とした。

2. わが国の特殊体育の流れ

1) 第2次世界大戦終了までの特殊体育

1872年、「学制」で“廃人学校”の存在を求めたわが国は、教科としての“体術”の必要性を定め、翌年には、これを“体操”と改めたが、1878年、京都府立盲啞院が、古川太四郎(1845~1907)によって設立されるまで、障害児の教育において、身体の教育、即ち体育らしいものは何もなされていなかった。

古川太四郎は、1884年、体操を教科として取り入れ、「毎時間放課後十分時間ヲ以テ遊歩時間トシ十二時ヨリ一時ノ間ヲ以テ体操ヲ習ハシ」³¹⁾と、ように、盲・聾児の体育に着目し、盲児には遊戯・体操を介した感覚・運動の訓練を、聾啞児には、「大概普通人の體操、遊戯と同一なるも妨なし」⁵⁷⁾としながら、遊戯・体操を介した“口話法”につながる呼吸器の訓練を推奨していた。

この頃(1878年)、わが国に適した体育法の選定と体操教師養成の目的で、文部省直轄として設置された體操伝習所に招聘された米国人リーランド(Leland G. E., 1850~1924)は、「近世に於て體操を主張し且其教師となりたるものはリング氏ならん。」とスエーデンのリング(Ling P. H., 1766~1839)を紹介するとともに、その体操を「治療體操といふ。……(中略)……此運動は現今、欧羅巴諸州の都市及びニューヨークに於いて実施せり。」と、その講述記録『體育論』に残した。^{43,52)}

しかし、この治療體操は、1899年、米国から帰国した川瀬元九郎(1871~1945)などにより具体的に紹介されるまで理解されずにしまったようである。⁴⁴⁾

川瀬元九郎は、医師としてだけでなく、日本體育會體操学校の教授としても活躍し、1907年には、同校内部に「医療體操部」を設置し、スエーデン式医療體操の実践に努め、いわゆる病虚弱者のための體操指導と姿勢矯正のための矯正體操を積極的に普及することに努めた。⁴⁸⁾

又、森岡常蔵(1871~1945)が、「遊戯及び體操は、養護の方法中最も積極的な種類である」³⁹⁾、養護は、「身体に施すもの」⁴⁰⁾と、その著『教育学精義』(1906年)で述べた頃、石井亮一(1868~1937)は、白痴教育に関わり、運動に関連する指導について言及していた。^{13,14)}

石井は、1891年、精神薄弱者の収容施設「滝乃川学園」を創設し、そこで、1894年頃から、身体

の教育、即ち体育は養護によると考え、「普通児童に於けるより一層体育に注意し、以て及ぶべき限り身体の強健と其活動とをはかり、且これを統一整理して精神の活動と調和一致するに至らしめざるべからず」¹⁴⁾などとして、精神薄弱者の体育の必要性を説き、実践していたのである。

また、結核などによる身体虚弱児などに対しては、1889年、特別養護の事業として休暇聚落事業が始められ、海浜学校や林間学校として定着していった。^{16,20,27,55)}

しかし、1900年、「小学校令改正」により、「瘋癲白痴又ハ不具廢疾」の者達が就学免除の対象に、そして「病弱又は發育不完全」の者達が就学猶予の対象となって以来³⁵⁾、盲学校、聾啞学校以外では、障害者に対する積極的な体育・スポーツの取り組みは見られなくなっていくのである。^{8,17,46)}

この頃、医学の世界では、1904年、ドイツ留学から帰国した田代義徳(1864~1938、東京帝国大学整形外科学教室初代教授)は、整形外科的マッサージや整形外科的治療體操、そしてスエーデン體操を器具を用いて出来るようにしたザンダー(Zander J. G. W., 1835~?)の装置を紹介した。^{32,43,44)}

(図1)

一方、養護的領域としてとらえられていた精神薄弱者の体育は、当時の特殊学級では、「體操や図画の時間を算数・国語の時間に變更し、これらの教育に集中していた」という指導事例(1905年、兵庫県弘導尋常小学校)のように、劣等児や学業不振児の促進学級の性格故に疎外されることが多かったようである。^{12,21)}

それでも、森岡常蔵が、「体育の積極的方面をも養護の中に入れて可い。」⁴¹⁾、「養護は体育の義と解することが一般である。」⁴¹⁾、そして「養護が体育の別名」⁴¹⁾と『現今訓練上の諸問題』

(1915年)で言い切ったように、東京高等師範学校附属小学校補助学級の小林左源治(1880~1964)は、1916年、體操科的体育に適応出来ない低能児の教育の目標の一つとして、「體操遊戯其の他に於て身体の養護鍛練を謀るべし」などとして、養護を重視した教育を実践していたことが知られている。^{28,45)}

この頃、二宮文右衛門(1884~1946)も、『学校體操』(1926年)の中で、「薄弱児及び疾病児と體育」の章を設け、「發育劣等の児童に向つて、普通児と同様な體育を実施することは絶対に止

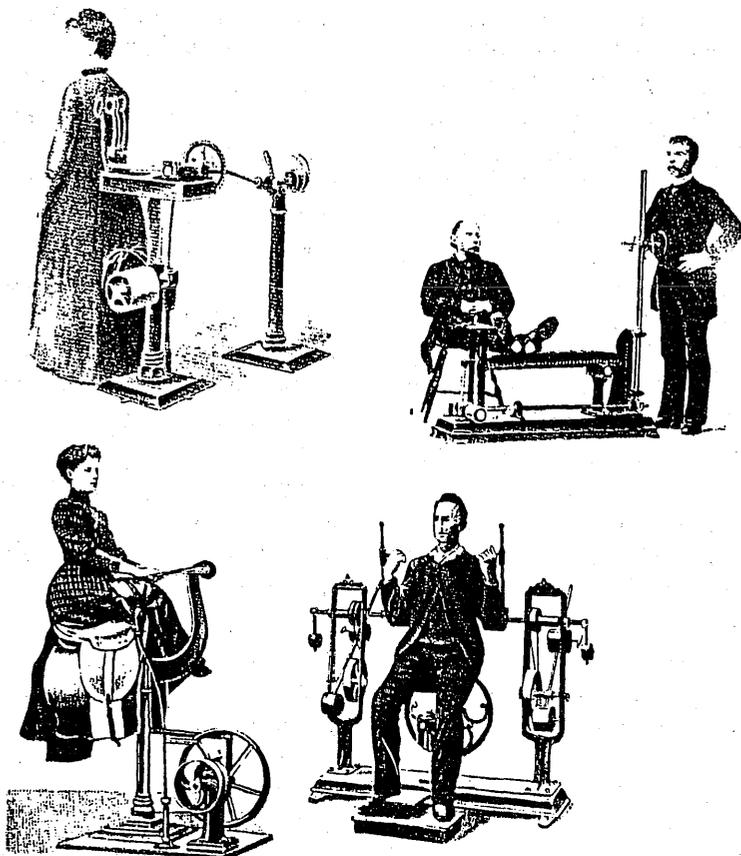


Fig. 1 サンダーの装置
 Jokl E. (1971) : The Clinical Physiology of Physical Fitness and Rehabilitation, pp'130

めねばならぬ⁴⁹⁾と書いていたのであったが、この改訂版である『新学校体操』(1940年)では、その理由を明確に出来ないのが残念であるが、この章はなくなってしまった。^{45,46)}

同じ時、真行寺朗生は、『異常児の病理と矯正体操』(1926年)の自序で、「現今の體育教育の実際は即ち正常児童・健康児童たる特権階級の施設と称するも過言ではない」と書き、個性尊重の教育の立場に立って、「薄弱児及び奇形児童の異常児體育教育の問題の如きは、実際に小学校教育の本質から考察して最も重要な事項」としていた。

ところで、川瀬元九郎や田代義徳の医師などによって紹介された矯正体操を中心とする体育は、

1907年、高島平三郎などによる結核などの疾患に対する運動法の紹介¹⁵⁾などとなり、1917年発行の『学校及家庭に於ける醫療体操の理論及実際』では、著者である前田末喜により、初めて、「特殊的體育」と位置づけられるのである。³³⁾

ここでいう「特殊的體育」とは、「病氣は薬品によって治療するよりも寧ろ運動療法に依るが良いものである。又或る種の病氣や畸形は全身の筋肉を残りなく殆んど平等に均齊的に働かすよりは、特に或る一局部に力を注いで働かせる必要があるのもある。即ち能く其の容態に適合せる運動法を講ぜねば却って有害なものもある。」とこの書の諸言に書いてあるところのものである。又、

「各個人の體力、體質を願慮せず猥りに強烈なる運動を強ふるは害あって益は無。……（中略）…虚弱者は先づ普通の身體に整復せしめ然る後次第に鍛練的運動を課せねばならぬ。斯く考え来れば醫病體操研究は勿論、父母が自身のため又児童の為に一日も閑却してはならない事である。然るに我が国において未だ之に就いて特に研究発表されたものが無いのは體育界の為の遺憾此の上も無い事である。」とも記している。

そして、この書の内容としては、下垂姿勢、習慣と姿勢、按摩と受動的運動、病的状態に対する運動の応用、平足、円背・歪み肩、脊柱側屈、循環器病の医療運動、肥満、栄養の病氣、神経系病の医療運動法を挙げ、12の章に分け、それぞれに対する医療体操の方法を論じたのである。

ところで、この頃の肢体不自由児の学校としては、私立ではあるが、わが国最初のものとして柏学園（1921年創設）がある。

この学園は、柏倉松蔵（1882～1964）が、田代義徳の協力を得て創ったものであり、体操として治療体操（治病体操）と保健運動（保健体操）を実施し、その他マッサージも施していた。⁴⁴⁾

又、田代義徳は、東京帝国大学を停年退官すると東京市議會議員となり、公立の肢体不自由児のための学校創立に努力し、1932年、わが国最初の東京市立光明学校（現・東京都立光明養護学校）が出来たのである。

そして、ここでは、矯正体操科（治療体操科）が位置づけられ、矯正体操（運動）、治療的運動、保健運動（普通体操）、そして各種の遊戯を内容として採り入れていたのである。²⁶⁾

ちなみに、この頃は、前述の前田未喜、真行寺朗生の他、田辺郁郎⁵⁵⁾、樋口長市⁹⁾、広井家太¹⁰⁾、そして吉田章信⁵⁹⁾などによって、矯正体操や欧米の病弱者などのための体育が紹介されてもいたのである。²⁴⁾

この様にして芽生えた体操科としての特殊体育（障害者体育）ではあったが、軍国主義的傾向が強まるに従い影を落していくことになるのである。

具体的には、1925年の「陸軍現役将校学校配置令」、1926年の『改正学校体操教授要目』、1941年の『国民学校令』を経て、体操科は体錬科となり、学校教育は、「皇国ノ道ニ則リテ初等普通教育ヲ施シ国民ノ基礎的錬成ヲ爲ス」という皇国民錬成思想に強く向うようになるのである。そして、体

錬科では、「身体ヲ鍛練シ精神ヲ錬磨シテ闊達剛健ナル心身ヲ育成シ献身奉公ノ実践力ヲ培フ」ことが要旨とされたのである。^{35,56)}

これらのことから、人間の陶冶という教育本来の大きな意味は少しづつ薄らぎ、せつかく勃興してきた障害者のための体育（特殊体育）も、軍国主義という大きな時代思潮によって押し戻されてしまったのである。

2) 第2次世界大戦後の特殊体育

第2次世界大戦後の学校における体育の発展は、盲学校、聾学校、そして養護学校の義務化と学習指導要領にみる教育課程の変遷から、その様子を概観することが出来るのではないかと考えられる。

すなわち、1948年、盲学校、聾学校への就学義務が打ち出されたものの、1947年に出された『学習指導要領一般編』には障害者に関する配慮事項等は何もなく、体育（保健体育）は、普通教育に“準ずる教育”という形で実施されるだけだったのである。

そして、盲学校、聾学校への就学義務が完全実施された1956年になっても、そのことは変わらず、盲学校、聾学校、そして養護学校の体育（保健体育）は、手探りのうちに、戦前の教育に準拠し、小学校、中学校、そして高等学校の指導要領をそれぞれ準用し、各校それぞれの課程を編成していたのである。

すなわち、例えば盲学校は矯正体操、歩行訓練、そして感覚訓練などを、聾学校では音楽と結びついたリズム教育としての律唱などを中心に、出来るだけ普通教育に近い形で、そして、養護学校では機能訓練が医療との関連で行なわれることなどが多かったのである。^{43,51)}

この様な時（1951年）、日本生理学会は、生理学講座第6巻として『特殊體育』を刊行したのである。

これは、医師である水町四郎が肢体不自由の訓練を、江尻容が盲人の体育を、そして竹内虎士が聾体育をまとめたものであり、戦前には見られない系統だった内容のものであった。しかし、これは、この頃の現場の実情とはかなり隔たりの感じられるものであった。⁴⁷⁾

1963年になると、『養護学校小学部・中学部学習指導要領精神薄弱教育編』、『養護学校小学部学習指導要領肢体不自由教育編』、そして『養護学

校小学部学習指導要領病弱教育編』が通達されたのである。そして、翌1964年には、『盲学校学習指導要領小学部編』と『聾学校学習指導要領小学部編』が告示され、併せて、『養護学校中学部学習指導要領肢体不自由教育編』と『養護学校中学部学習指導要領病弱教育編』が通達されたのである。その後、1966年までに、告示形式で、盲学校及び聾学校と養護学校中学部並びに高等部の学習指導要領を加えていったのである。

この1963年からの指導要領で、現場の状況に合わせて、盲学校、聾学校、そして精神薄弱と肢体不自由養護学校の体育（保健体育）は、体育（保健体育）・機能訓練となり、病弱養護学校のそれは、養護・体育（保健体育）となったのである。^{43,51)}

そして、精神薄弱教育の教科目標・内容については、必ずしも普通の小・中学校のそれらと同じではないことなどが確認され、学年の枠を取りはずした目標も示されたのである。

この頃（1966年）、中林秀治は、『特殊体育学』を著した。

この書の内容は、虚弱児童・生徒の体育を中心とするものであり、その指導の実際を中核とする系統だったものであった。⁴²⁾

ところで、精神薄弱教育編を除く指導要領は、それぞれの学校に関わる教科目標並びに指導内容を示さず、普通学校に“準ずる”という基本姿勢をとったため、体育（保健体育）についても、「危険防止及び事故に際して、これに対処するための能力と習慣をもたせること」のような極く一般的な指導上の留意事項を示す程度にとどまり、教育課程をどのように編成したらよいかという点については、問題を投げ掛けるにとどまったままだったのである。

そして、1971年の指導要領の改訂では、特殊教育諸学校の教育課程に、新たに、生徒の心身の障害の状態を改善し、または克服するために必要な知識、技能、態度および習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤をつちかう目的で、「養護・訓練」という領域が加わり、従来までの機能訓練などがこの新領域に包含され、体育（保健体育）は、改めて教科として独立することとなったのである。^{43,51)}

また、精神薄弱者を教育する養護学校の体育（保健体育）については、1973年、学年の壁を取りはずした独自の目標に加えて、具体的内容が示され、

児童・生徒の発達に応じた指導が可能になったのである。

更に、文部省は、教育現場の協力を得て、1980年から1982年にかけて、順次、指導要領の全面的改正を行ったが、精神薄弱養護学校以外の特殊教育諸学校の教科の目標、各学年の目標及び内容、並びに指導計画の作成と各学年にわたる内容の取り扱いについては、あいかわらず、普通学校に“準ずる”ままなのである。

一方、社会体育的現象としての障害者のスポーツは、戦前の視覚障害者や聴覚障害者のスポーツ活動が、熱心な体育教師達の働きで、逸速く復活するのである。⁴⁶⁾

視覚障害者は、1946年、全国盲学生陸上競技大会を復活させ、1951年には全国盲学校野球大会を開催したのであるが、前者は1967年、後者は1966年で中止となってしまったのである。又、聴覚障害者は、1956年、関東聾学校体育連盟を育て、1967年からは全国ろうあ者体育大会を催すまでになるのである。

もちろん、この他、厚生省の肝煎りで、リハビリテーションの手段として導入された1964年のパラリンピック、そして、1965年からの全国身体障害者スポーツ大会などは、特殊教育諸学校の体育（保健体育）に影響を与え、障害者だけでなく、障害者をとり巻く周囲の様々な環境にも影響し、衆知のように、自立した障害者のスポーツも育てているのである。

言い換えれば、このような志向的発展運動は、障害者と障害を持たない人々との接在共存的運動を展開し、“縄張りの承認”（admission of turf rights）といわれることを真に可能にすることが待たれているのである。

3. 特殊体育とは

ところで、欧米諸国の特殊体育分野では、医療体操（medical gymnastics）、矯正体育（corrective physical education）、治療体育（remedial exercise）、リハビリテーション体育（rehabilitative physical education）、開発体育（developmental physical education）、限定体育（limited/restricted physical education）、修正体育（modified physical education）、整形外科的体育（orthopedic gymnastics/orthopedic physical education）、そして適応体育（adapted physical education）

など様々な名称が用いられてきた。^{1,2,3,4,5)}

これらの名称の選択は、何を強調し、どのようなアプローチに重きを置くかによって決定されているようであるが、その基礎的に意味する所は同じである。

医療体操、矯正体育、治療体育、リハビリテーション体育、そして整形外科的体育は、運動によって身体の構造や機能を改善しようとすることに重きを置くものである。

開発体育は、運動能力と身体的適応能力を開発することに重きを置こうとするものであり、修正体育、限定体育、そして適応体育は、通常の体育と解釈できるものであるが、障害者の能力やニーズに合わせた体育ということが出来るものである。

この合わせた (adapted) という言葉は、障害や欠陥に対して広く用いられるものであるが、1947年、米国では、いわゆる障害者のみならず、英才や不適応者を含んだ特異者 (exceptional person) のための体育を特殊体育 (special physical education) と呼び、これを傘なる言葉とし、その下に適応体育 (adapted physical education) と矯正体育 (corrective physical education) を位置づけるようになったのである。⁵⁾

4. わが国の特殊体育

第2章でみてきたように、わが国の特殊体育は、正に、病弱者や障害者のための体育であったのである。

殊に、「特殊の體育」という言葉を初めて体育界に導入した前田末喜は、その対象を、平足、脊柱変形、心臓病、肥満、痛風、糖尿病、リウマチ、胃炎、便秘、ヘルニア、職業神経病、幼児の麻痺、神経衰弱、吃音、低能児、そして舞蹈病にまで広げていたのである。

又、第2次世界大戦後、日本生理学会から刊行された『特殊體育』では、その対象が、肢体不自由者としての脳性麻痺や脊椎側弯その他の整形外科的疾患、視覚障害者、そして聴覚障害者であった。

そして、中林秀治の『特殊体育学』でも、「弱体者のうちにも無疾のものがあるわけで、これを虚弱者というのである。」としたうえで、身体虚弱者から病弱者にまで対象の巾を広げ、講じているのである。

ところで、言うまでもなく、教育は、個人を

その到達可能な最大水準にまで発達させるという人間形成の営みである。そして、体育は、教育の三大目標領域¹¹⁾のうち、殊に、精神運動領域の発達に関わっているものであり、その営みは、障害を持つ子供に対しても、又、障害を持たない子供に対しても全く同様である。

先に述べた様に、“体育 (保健体育) ・機能訓練”の時代には、体育 (保健体育) が機能訓練かといったとらえ方がなされ、重度の障害者は機能訓練、軽度の障害者は体育 (保健体育) という傾向もうかがえたのであったが、障害者が人間として守られ、社会的人間になっていくためには、体育 (保健体育) も必要なら機能訓練も必要であることはいうまでもないことである。

体育 (保健体育) を、その対象とするもの、素材とするものが人間の行動であり、人間の運動であるという立場に立って考えるならば、1981年、著者が示した様に、わが国の特殊体育は、以下の様に整理することが出来るのである。⁴³⁾

つまり、特殊体育は、培った運動のトレーニングを土台に、統合された運動のトレーニングのためのプログラムとして、障害者の環境に対する適応力を高めることを目標とするものである。そして、それは、障害の除去や軽減、障害進行の遅延など、いわゆる障害を治すだけでなく、障害を持つ人の発達を促すという考えに立脚したものである。言い換えれば、わが国の特殊体育は、障害者が、障害故に失敗することのないように配慮した身体活動 (sport) を素材に、障害者の全人的発達に取り組むプログラムなのである。

それ故、特殊体育は、個々人の身体的・精神的機能を高めるとともに、社会的能力を陶冶するところの身体的諸能力のトレーニングの結果として、機能訓練などといわれる運動のトレーニングをも統合しているものであるということが出来るのである。

又、特殊体育は、障害部位にその目的を置くことの多い機能訓練などに対し、全身的であり、教材としてのスポーツ (sport) を集団として取り扱う場合も多く、集団の中で、一人ひとりの豊かな発達を目差し、障害者の全面的発達をねらいとしているものなのである。

従って、「養護・訓練」における機能訓練などのような個人的訓練の視点は、特殊体育では、集団指導の中での個人別留意事項となるのである。

そして、特殊体育は、より社会的・全体的なものとなり、集団指導の中における個別的留意点を大切にした個別教育計画 (Individualized Education Program, I. E. P.) に重点の置かれる必要性が求められているのである。

つまるところ、わが国の特殊体育は、特別な教材、特別な教育技術、そして特別に訓練された教師などによって、障害者が、より多くの利益を得ることの出来る体育 (保健体育) なのである。そして、その内容として、姿勢偏位の矯正や感覚・運動の統合のためのトレーニングを主眼とした運動療法的体育 (矯正体育, corrective physical education) と、身体的諸能力を高め、強化するために、一般の体育同様、障害者が失敗することのないように、教材であるプレイ (play)、ゲーム (game)、そして運動競技 (sports) をプログラムした体育 (適応体育, adapted physical education) が包含されたものなのである。

ちなみに、前者は、運動をつくるということでは治療的であり、後者は、文化を学ぶということでは教育的である。そして、両者が、一体となって、インテグレーション (integration) やノーマライゼーション (normalization)、そして権利としてスポーツ (sport) を楽しむということの保証も可能となると考えられるものである。

尚、わが国の特殊体育は、特殊教育が障害児教育と言われたりするように、障害者体育とも言われることもあるものなのである。

5. まとめ

文献を参考に、わが国の特殊体育の流れを整理し、特殊体育とは何かを探り、以下の事を明らかにすることが出来た。

1) 第2次世界大戦終了以前、虚弱者や精神薄弱者の体育は、「養護」として位置づけられることが多かった。

2) 1917年、前田末喜は、初めて、医療体操を「特殊的体育」と位置づけた。

3) 1951年、『特殊體育』が刊行され、その内容として、肢体不自由者、視覚障害者、そして聴覚障害者の体育が取り上げられた。

4) 1966年、虚弱者の体育を内容とする『特殊体育学』が刊行された。

5) 本論文の著者は、1981年、障害者体育として「特殊体育」を紹介した。

6) 特殊体育とは、特異者 (障害者を含む) が、より多くの利益を得ることの出来る特異者のための矯正体育と適応体育を包含したものである。

7) わが国の特殊体育は、姿勢偏位の矯正や感覚・運動の統合のための運動療法的体育と障害者が失敗することのないように工夫した適応体育が包含されたものであり、障害者体育ともいわれるものである。

参考文献

- 1) American Alliance for Health, Physical Education and Recreation (1976) : Adapted Physical Education Guidelines. Physical Education and Recreation for the Handicapped Information and Research Utilization Center, Washigton, D. C.
- 2) Arnheim DD, et al (1977) : Principles and Methods of Adapted Physical Education and Recreation. The C. V. Mosby, Saint Louis
- 3) Clarke HH, et al (1978) : Developmental and Adapted Physical Education. Prentice-Hall, Englewood Cliffs
- 4) Daniels AS (1975) : Adapted Physical Education. Happer and Row, New York
- 5) Fait HF (1978) : Special Physical Education. Saunders, Philadelphia
- 6) 東正雄ほか (1977) : わが国の盲学校及び聾学校における体育の形成過程とその特質, 金沢大学教育学部紀要 25 : 111-125
- 7) 東正雄ほか (1978) : わが国の盲学校及び聾学校における体育の発展過程とその特質 (第2報). 金沢大学教育学部紀要 26 : 63-78
- 8) 東正雄ほか (1978) : 日本における心身障害者体育の史的的研究 (第3報). 金沢大学教育学部紀要 27 : 127-141
- 9) 樋口長市 (1926) : 欧米の特殊教育. 目黒書店, 東京
- 10) 広井家太 (1929) : 姿勢教育. 目黒書店, 東京
- 11) 堀原一 (1978) : 問題解決力と創造力の教育, 筑波フォーラム 5 : 53-56
- 12) 兵庫県教育史編集委員会 (1963) : 兵庫県教育史. 兵庫県教育委員会, 神戸, pp. 868
- 13) 石井亮一 (1904) : 白痴児其研究及教育. 丸

- 善, 東京
- 14) 石井亮一 (1940) : 教育学講義. 石井亮一全集刊行会, 東京, pp. 14
 - 15) 石橋武彦ほか (1968) : 増補日本の体操. 不昧堂, 東京
 - 16) 亀島晟ほか (1924) : 日本における常設林間学校之実際. 新進堂, 東京
 - 17) 北野与一ほか (1978) : 日本における心身障害者体育の史的研究 (第4報), 北陸大学紀要 2 : 71-86
 - 18) 北野与一 (1979) : 日本における心身障害者体育の史的研究 (第5報). 日本体育学会第30回記念大会資料, 私家版
 - 19) 北野与一 (1980) : 日本における心身障害者体育の史的研究 (第6報). 北陸大学紀要 4 : 99-120
 - 20) 北野与一 (1981) : 日本における心身障害者体育の史的研究 (第7報). 北陸大学紀要 5 : 121-132
 - 21) 北野与一 (1983) : 日本における心身障害者体育の史的研究 (第8報). 北陸大学紀要 7 : 109-130
 - 22) 北野与一 (1984) : 日本における心身障害者体育の史的研究 (第9報). 北陸大学紀要 8 : 103-127
 - 23) 北野与一 (1985) : 日本における心身障害者体育の史的研究 (第11報). 北陸大学紀要 9 : 73-96
 - 24) 北野与一 (1986) : 日本における心身障害者体育の史的研究 (第13報). 北陸体育学会紀要 23 : 7-17
 - 25) 北野与一 (1987) : 日本における心身障害者体育の史的研究 (第14報). 北陸大学紀要 11 : 195-222
 - 26) 北野与一 (1988) : 日本における心身障害者体育の史的研究 (第15報). 北陸大学紀要 12 : 165-185
 - 27) 北野与一 (1992) : 日本における心身障害者体育の史的研究 (第19報). 北陸体育学会紀要 28 : 53-61
 - 28) 小林佐源治 (1916) : 低能児教育の要領. 教育研究 151 : 17-24
 - 29) 教育大辞書編輯局編 (1906) : 教育大辞書. 同文館, 東京
 - 30) 教育大辞書編輯局編 (1918) : 教育大辞書. 同文館, 東京
 - 31) 京都府立総合資料館編 (1972) : 京都府百年の資料. 5 教育編, 京都府, pp. 322
 - 32) Licht S (1965) : History, Therapeutic Exercise, 426-471, Waverly Press, Maryland
 - 33) 前田末喜 (1917) : 学校及家庭に於ける医療体操の理論及実際. 目黒書店, 東京
 - 34) 文部省 (1973) : 精神薄弱特殊学級教育課程編成の手びき. 慶応通信, 東京
 - 35) 文部省 (1978) : 特殊教育百年史. 東洋館出版, 東京
 - 36) 文部省初等中等教育局特殊教育課 (1979) : 特殊教育. 23, 東洋館出版, 東京
 - 37) 文部省 (1979) : 盲学校, 聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領. 慶応通信, 東京
 - 38) 文部省 (1979) : 盲学校, 聾学校及び養護学校高等部学習指導要領. 慶応通信, 東京
 - 39) 森岡常蔵 (1906) : 教育学精義. 同文館, 東京, pp. 656
 - 40) 森岡常蔵 (1906) : 教育学精義. 同文館, 東京, pp. 678
 - 41) 森岡常蔵 (1915) : 現今訓練上の諸問題. 教育新潮研究会, 東京, pp. 307
 - 42) 中村秀治 (1966) : 特殊体育学. 逍遙書院, 東京
 - 43) 中川一彦 (1981) : 障害児教育における体育の役割. 学校体育 34 (12) : 18-23
 - 44) 中川一彦 (1983) : 柏倉松蔵と日本体育会体操学校の教育に関する研究. 筑波大学体育科学系紀要 6 : 21-27
 - 45) 中川一彦 (1991) : 体育 (保健体育) と養護・訓練の関連に関する一考察. 筑波大学体育科学系紀要 14 : 1-8
 - 46) 中川一彦 (1993) : 障害者スポーツの発展と動向. 障害者と楽しいスポーツ, 1-20, 日本障害者リハビリテーション協会全国身体障害者総合福祉センター, 東京
 - 47) 日本生理学会 (1951) : 特殊体育. 中山書店, 東京
 - 48) 日本体育会 (1973) : 学校法人日本体育会日本体育大学八十年史, 私家版
 - 49) 二宮文右衛門 (1926) : 学校体操. 目黒書店, 東京, pp. 155

- 50) 二宮文右衛門 (1940) : 新学校体操. 目黒書店, 東京
- 51) 大川原潔 (1990) : 特殊教育の発展とその経緯. 第一法規, 東京
- 52) 李蘭土 : 体育論. 筑波大学中央図書館蔵, 私家版
- 53) 真行寺朗生 (1926) : 異常児の病理と矯正体操. 啓文社, 東京
- 54) 武田洋 (1975) : 特殊教育. 肢体不自由教育 23 : 55
- 55) 田辺郁郎ほか (1924) : 体育上の病理と診断. 都村有義堂, 東京
- 56) 和久田佳代 (1987) : 精神薄弱児の体育指導に関する研究. 筑波大学体育研究科修士論文, 私家版
- 57) 渡辺平之甫 (1927) : 古川氏盲啞教育法. 文部省, 東京, pp. 40
- 58) 柳田孝一 (1979) : 特殊教育百年記念式典. 特殊教育 23 : 4-7
- 59) 吉田章信 (1931) : 欧米体育の新研究. 同文書院, 東京
- 60) 全国病弱虚弱教育研究連盟病弱教育史研究委員会 (1990) : 日本病弱教育史. 日本病弱史研究会, 東京